

# 令和3年第10回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年10月25日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 13名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	(欠席)
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
3番 河内 よし	(欠席)	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

### (2) 欠席委員

8番 坂下 正幸      11番 山本 秀夫

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一朗

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩      事務局員 黒氏 篤

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第32号 農用地利用集積計画について

(4) 議案第33号 非農地証明願について

## 7 報告事項

(1) 報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 1 0

事務局長	本日は2名の委員が欠席です。また農地利用最適化推進委員は1名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第11回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号12番 森谷 正美 委員及び 議席番号14番 安 津久人 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第30号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第30号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は2件です。

<p>事務局</p>	<p>【議案第30号所有権移転、1番～2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計6筆506.61㎡で内訳は畑が506.61㎡です。</p> <p>いずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p> <p>なお、申請番号2番につきましては登記地目が田であったところを以前に農業委員会より非農地通知を出していたところですが、それを受けて申請者の方が法務局で地目変更手続をした際「畑」として申請したため、登記上の地目が畑となり、未だに農地とみなされることになったため、今回農地として譲渡をし、3条許可申請を行ったものがあります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは申請番号1番について地区推進委員 輪島6番 東 一郎委員よりご意見願います。</p>
<p>東委員</p>	<p>東です。昨日現地確認をして参りました。農地の譲渡ということですが、所有者が変わっても周囲に与える影響は無いものと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、申請番号2番について地区担当委員 議席番号6番 谷内 誠一委員よりご意見願います。</p>
<p>谷内委員</p>	<p>10月20日に申請者立会のもと現地確認をしてきました。事務局から説明があったとおりですが、少し申請者の方で思い違いがあったようで農地法の手続を新たにする必要が生じましたが、これからも畑地として耕作管理していくとのことですので、認めても良いのでは無いかと考えます。申請地は山林の奥の少し開けたところにあり、以前には非農地と見えたかもしれませんが、現時点では畑として充分耕作可能かと思えます。周囲に影響する農地はありませんが、現在もたいへんきれいに管理しており、承認していただければと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それではこれより質疑を許します。</p>

各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第30号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第30号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第31号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	議案書6ページをご覧ください。議案第31号の農地法第5条の規定による許可申請承認です。今月は農地等の賃貸借権設定が1件、農地等の所有権移転が1件の計2件です。まず賃貸借権設定の1件につきご説明いたします。  【議案第31号賃貸借権設定、1番を議案書をもとに朗読】  合計7筆2,968㎡で内訳は田が2,968㎡です。農用区域に含まれる農地の一角で、一時転用申請です。申請者は風力発電事業者で、申請地が属する集落を横切った先にある岬の部分に現在建柱の風力発電サイトの部材を運搬するための積み換え場として使用するものであります。申請地まで大型のトレーラーにより風力発電の風車にあたる大型部品を運搬してきますが、そこから先の集落内は道幅が狭く、トレーラーでそのまま運搬するのは不可能であることから、積み換え場にて集落内を通行可能な運搬車に部材を積み換え、風車サイト建設現場まで運搬する計画です。申請地付近は険しい山地からすぐに海岸となる地形であり、大型部材や大型車両が出入りできる平場が農用地以外に無いこと、3年以内の一時転用であることから、認めても差し支えないものと考えます。 次に所有権移転の1件につきご説明いたします。9ページをご覧ください。

事務局	<p>【議案第31号所有権移転、2番を議案書をもとに朗読】</p>
	<p>合計13筆701㎡で内訳は畑が701㎡です。</p> <p>転用目的は自己住宅で、小さな面積の農地で構成された一角を譲り受け、住宅を建設するものです。申請地の手前に現在申請者の住宅が建っておりますが、その住宅が面している道路が公共工事により拡幅されるため移転する必要が生じ、その代替地として道路からみて後ろ側に位置する農地を取得し、道路の拡幅に合わせ少しずれる形で住宅を建築するものです。農地区分としては2種農地であり、周辺には住宅が建ち並ぶ集落もあり、その集落に接続して住宅を建設するものがありますので、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員 議席番号5番 池端 共栄委員よりご意見願います。</p>
池端委員	<p>先日現地確認をいたしました。申請地は地目が田になっておりますが、現在耕作をしていない雑種地化している一角であり、転用による影響は無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして申請番号2番について地区担当推進委員 輪島6番 東一朗委員よりご意見願います。</p>
東委員	<p>先日農業委員会関係者及び申請者代理人と共に現場を確認してきました。事務局からも説明がありましたが、道路工事に伴う移転のための転用でありますし、隣接したところに先月住宅目的での転用許可が下りたようなところがありますので、周辺の状況としてはそのときと同じく影響が無いものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第31号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありません</p>

	んか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第31号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第32号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	議案書11ページをご覧ください。議案第32号の農用地利用計画の資料になっております。いしかわ農業総合支援機構を通じた利用権設定です。  【議案第32号農用地利用権設定、1・2番を議案書をもとに朗読】  以上、合計4筆14,710㎡で中間管理機構に対する利用権設定です。耕作作物は、2筆が水稻で賃貸借権の設定、2筆が野菜類で使用貸借権設定です。
議 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第32号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第32号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第33号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願いま

	す。
事務局	<p>議案書14ページをご覧ください。議案第33号の非農地証明申請です。今月は1件です。</p> <p>【議案第33号非農地証明申請、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計1筆26㎡で内訳は畑が26㎡です。</p> <p>申請地は先ほど自己住宅の転用許可申請地の近辺に位置し、現在山林原野化しております。傾斜地に位置し、申請者が小学生であった40年ほど前から既に現状のとおりだったということです。また、申請者のご両親は10数年前まで所有する何カ所かの農地を耕作していたのですが、そのときもそもそも申請地を農地として認識していなかったようで、耕作していなかったようです。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員 輪島6番 東一朗委員よりご意見願います。</p>
東委員	<p>先日現地確認をしてきましたが、申請者が物心がついたときから現状のような状況であったということですし、面積としても7坪弱という狭いところでは、非農地としても何ら問題は無いと考えます。</p>
議長	<p>これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第33号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第33号】は、原案どおり可決決定いたします。</p>

次に【報告第16号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。

事務局 【報告第16号相続による届出、1番～6番を議案書をもとに朗読】

議長 合計129筆46,550.72㎡で内訳は田が11,973.21㎡、畑が34,577.51㎡です。

これより質疑を許します。

各委員 (意見、質問なし)

議長 それでは、【報告第16号】を終わります。

以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。

これにて、第10回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。